

月報 平成27年 12月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

10月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は159人で、前年同月比で一般が19.8%増、パートは18.5%減で、全体では6.0%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は809人で、前年同月比で3.7%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は328人で、前年同月比で一般求人が40.1%増、パート求人は5.2%増となり、全体として27.1%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、製造業、医療・福祉などが大幅増加したものの、飲食店・宿泊業などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は933人で、前年同月比で13.9%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.17ポイント高い1.15倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は1.11倍、パートの有効求人倍率は1.26倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年10月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	159	8.9	6.0	
	うち男	68	▲ 10.5	▲ 1.4	
	うち女	91	30.0	12.3	
	年齢別	～44歳	86	3.6	▲ 3.4
		45～54歳	40	81.8	53.8
		55歳～	33	▲ 19.5	▲ 5.7
	月間有効求職者数	809	1.9	▲ 3.7	
	うち男	421	▲ 0.5	0.2	
	うち女	388	4.6	▲ 7.2	
	年齢別	～44歳	417	1.5	0.2
		45～54歳	130	0.0	▲ 21.2
		55歳～	262	3.6	1.2
求 人 関 係	新規求人数	328	▲ 14.4	27.1	
	主要産業別	建設業	46	▲ 52.1	48.4
		製造業	83	84.4	69.4
		卸売・小売業	32	▲ 38.5	6.7
		飲食店・宿泊業	38	▲ 33.3	▲ 38.7
		医療・福祉	59	▲ 4.8	31.1
	月間有効求人数	933	3.7	13.9	
就 職 関 係	紹介件数	245	7.9	▲ 16.4	
	うち男	140	3.7	▲ 13.6	
	うち女	105	15.4	▲ 19.8	
	就職件数	66	▲ 7.0	▲ 2.9	
	うち男	35	▲ 7.9	▲ 5.4	
	うち女	31	▲ 3.1	0.0	

(パートを含む)

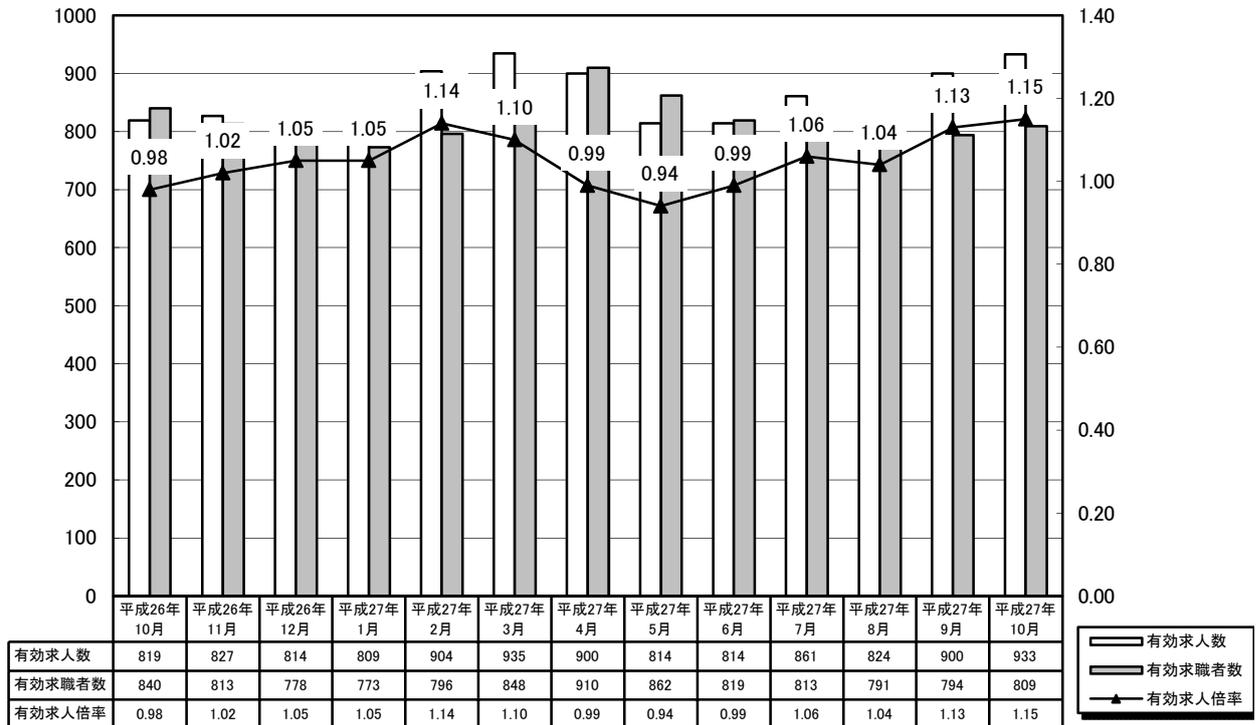
雇用保険取扱状況 平成27年10月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	791	787	775	
	資 格 取 得 者 数	133	164	147	
	資 格 喪 失 者 数	160	87	152	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,167	11,196	10,875	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	41	43	43
		受給者実人員	166	177	217
		支給金額(千円)	19,312	20,968	25,280
	高齢	受給者数	10	7	3
		支給金額(千円)	1,802	1,426	568
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手当	支給人員	12	10	8
		支給金額(千円)	2,878	2,251	2,338

労働市場の動き（平成27年10月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、再度ご確認を！！

～雇用保険の資格取得について～

雇用保険の適用要件は、

- ①『31日以上の雇用見込みがあること』
- ②『1週間の所定労働時間が20時間以上であること』

この要件に該当する労働者を雇い入れた場合は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

・・・注1

また、①・②の要件を満たしている場合、パート・アルバイト・試用期間・見習等の名称を問わず、雇い入れた日が雇用保険の資格取得日になります。

・・・注2

以上について再度ご確認いただき、適正な手続きをお願いします。

注1：この期限を過ぎてしまっからの手続きの場合、雇用契約書等の雇い入れが確認できる書類の添付が必要となります。

注2：試用期間経過後の加入ではなく、あくまでも雇い入れた日からの加入です。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL0224-25-3107）へお問い合わせください。

若者雇用促進法に基づく 新たな認定制度が始まります！

～平成27年10月1日からスタート～

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

Q 認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A 認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワーク等で重点的 P R の実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト※ ¹ にも企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます※ ² 。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 下記に記載されている認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、宮城労働局へ申請が必要です。下記の認定基準を満たしていることを確認した後、宮城労働局から認定通知書を交付します。

※認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。

<認定基準>

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること※ ²	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※³
4	右の雇用情報項目について公表していること	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）
5	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
6	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
7	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
8	重大な労働関係法令違反を行っていないこと 等	

※¹ 大卒等求人については、「既卒3年以内の既卒者の応募可」であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※³ 男女ともに育児休業等の取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。